**平成２９年（フ）第５８号**
愛媛県西条市楠甲242番地
破産者　ティ・ビィ・アイ株式会社
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

**平成２８年（フ）第２５１号**
長崎県長崎市琴海戸根町潟田744番地28
破産者　有限会社やまの水産
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

## 破産手続終結

**平成２９年（フ）第５４号**
神戸市中央区港島６丁目８番２号神戸ＳＲＣ内６Ｆ
破産者　株式会社マーケットＯＮＥ
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１０１号**
鳥取県東伯郡琴浦町大字逢束186番地
破産者　株式会社ジャム
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第９１号**
三重県伊勢市川端町312番地11
破産者　大倉　章照
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２８年（フ）第１３４４号**
埼玉県川口市青木１丁目21番37号
破産者　阿部富美子
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１１３９号**
富山県富山市上袋37番地２　レオパレスカメリア103号、破産手続開始時の住所さいたま市見沼区大字蓮沼725番地８
破産者　若林　　隆
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１５８６号**
愛知県知多市寺本台２丁目７番地の24、従前の住所愛知県大府市柊山町１丁目112番地ＧＭ大府花咲台３－805
破産者　Ｔ２－Ｌａｂｏこと　富井　　翼
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１８２６号**
名古屋市北区上飯田南町５丁目71番地　サウスタウン上飯田３Ｂ号、従前の住所名古屋市北区垣戸町１丁目６番地　ユニーブルマンション飛騨401号
破産者　グリスモネこと　栗田　祐子
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２０３３号**
愛知県尾張旭市晴丘町東243番地　クレストールＨＡＲＵＯＫＡ・Ｃ－202、従前の住所愛知県瀬戸市本郷町１番地の１　瀬戸水野パーク・ホームズ813
破産者　宗　かずよ
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第５５号**
神戸市北区谷上西町25番５－302号、従前の住所兵庫県宝塚市山本台３丁目16番１－707号
破産者　植村　直樹
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１１８号**
鳥取県鳥取市用瀬町用瀬781－４、住民票上の住所鳥取県鳥取市岩倉562番地52
破産者　玉寄　博子
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１４９号**
鳥取県東伯郡琴浦町大字逢束122番地５
破産者　徳永　　治
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２６０号**
大分市大字猪野610番地の１（ヴィラ井上Ⅱ105）、申立て時の住所大分市大字横尾3067番地の１（ヴェルディ横尾壱番館101）
破産者　相良　宏隆
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２９４号**
北海道紋別郡興部町字北興151番地の２
破産者　宿野部　猛
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第６５号**
釧路市星が浦大通１丁目８番30号　あゆち星が浦
破産者　澤田　　久
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

**平成２８年（フ）第２２号**
北海道網走郡大空町女満別東陽１丁目１番地ひかりハイツ２階205号、住民票上の住所北海道紋別郡遠軽町豊里64番地39
破産者　山本　信幸
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係